

学 長 決 定
平成 28 年 4 月 1 日

改正 令和 2 年 3 月 24 日

授業科目に関する基準について

1. 授業科目に関する基準

- (1) 再履修クラスは設定しない。

但し、経済学部全学教育科目のうち「英語演習Ⅰ」「英語演習Ⅱ」は除く。

- (2) 履修者数が 5 名以下の科目は原則不開講とする。

但し、学長が必要と認める場合を除く。

詳細は「不開講とする場合の事務取扱要領」(別紙)に定める。

- (3) 同一科目を複数クラスに分ける場合は、原則として、シラバス・定期試験問題等は統一する。

但し、習熟度別クラスを設定する外国語教育科目を除く。

2. 施行日

上記 1 の(1)～(3)は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

但し、上記 1 の(2)の非常勤講師にかかる授業科目については、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

不開講とする場合の事務取扱要領

5名以下の履修者数により、不開講とする場合の事務取扱は、次のとおりとする。

【不開講決定の基準日】

第1・2学期授業（集中講義含む）：履修登録期間の末日

第3・4学期授業（集中講義含む）：履修登録変更期間の末日

一部改正〔令和2年〕

【対象科目】

全教科（旧課程科目も含む）を対象とする。但し、必修科目、選択必修科目、教職課程科目及び外国人留学生用科目は除く。

【履修登録等】

- ・ 履修登録をしたが、履修者数が5名以下となり不開講科目となる場合は、当該科目の単位数の範囲で追加の履修登録ができる。この場合は、追加履修登録の期限は、通常履修登録期間の末日から1週間以内とする。
- ・ 追加履修登録した科目の授業は、履修登録するまでの間、「出席」扱いとする。

【学生への周知方法】

学生便覧「履修の手引き（共通）」Ⅳ履修登録-3.履修登録の注意事項

履修者数が5名以下の科目（教職科目等は除く）は原則不開講とします。不開講となった場合は、履修登録（変更）期間終了後でも、不開講となった科目に替わる科目を追加で履修登録することができます。（但し、不開講科目の単位数の範囲内）

この場合、不開講決定の基準日（注）から1週間以内に履修登録をする必要があります。

（注）【不開講決定の基準日】

前期授業（集中講義含む）：履修登録期間の末日

後期授業（集中講義含む）：履修登録変更期間の末日

附 則（令和2年3月24日）

この基準は、令和2年4月1日から施行する。